

予約保証制度を利用されるお客さまへ

予約保証制度のお申込みをされ、信用保証協会がそのお申込みについて保証決定をした場合であっても、以下のような事由が生じたときは貸付が行われないこととなりますので、予めご承知おきください。

- (1) お客さまが、お申込みいただいた信用保証協会の業務区域内において事業を行わないこととなったとき。
- (2) お客さまに対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じたとき。
- (3) 信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うにつき適当でないと判断し、信用保証協会に対して申入れをしたとき。
- (4) 信用保証協会が申込金融機関に対して申入れをしたとき。

〔上記各事由のご説明〕

- (1) お申込みいただいた信用保証協会の業務区域（千葉県）から転出し、当該業務区域内において事業実態を有しないこととなる場合のことをいいます。
- (2) お客さまに対する貸付等に係る債権について、延滞もしくは信用保証協会が定める事故報告書提出事由（※1）が生じた場合のことをいいます。この「債権」には、お申し込みいただいた金融機関以外の金融機関が有する債権も含まれます。なお、お申込みいただいた金融機関以外の金融機関が有する債権についてこの事由が生じたことを信用保証協会が把握した場合、その事実をお申込みいただいた金融機関に通知することがあります。
- (3) お客さまについて信用状況の著しい悪化等が生じたことにより、お申込みいただいた金融機関が貸付を行うについて適当でないと判断し、この旨を信用保証協会に対して申入れした場合のことをいいます。
- (4) 信用保証協会がお客さまについて事故報告書提出事由（※1）が生じたことを把握した場合等、本制度に係る貸付が行われることが適当でないと判断し、お申込みいただいた金融機関に対して申入れをした場合のことをいいます。

（※1）事故報告書提出事由について

事故報告書提出事由とは、お客さまについて法的整理手続の申立があったとき、手形交換所において第一回目の不渡りが発生したとき、延滞が生じたとき等、債権保全が必要であると判断される事由のことをいいます。信用保証協会の保証付借入を利用されているお客さまについてこの事由が生じた場合、金融機関は信用保証協会に対して事故報告書を提出することとなります。

（※2）改めてお申込みが必要な場合について

個人事業主のお客さまが会社を設立して事業を引き継いだ場合、法人のお客さまが合併された場合、担保や保証人を変更する場合、保証金額や保証期間を変更する場合等、改めてお申込みが必要となる場合があります。

（金融機関名） 御中
（信用保証協会名） 千葉県信用保証協会 御中

以上について理解し、この内容について同意いたします。

年 月 日

（本社または住所）

（法人名）

（氏名または代表者名）

印